

# 消防本部通信指令システム再構築委託業務

## 要求水準書

香南市消防本部

令和 6年 4月

<b>第1章 総 則</b> .....	<b>- 3 -</b>
第1 適用範囲 .....	- 3 -
第2 設置場所 .....	- 3 -
第3 指令システムの定義 .....	- 3 -
第4 システムの形式 .....	- 3 -
第5 関連文章 .....	- 3 -
第6 用語の定義 .....	- 3 -
第7 特許等 .....	- 4 -
第8 法令の順守 .....	- 4 -
第9 官公庁等への諸手続き .....	- 4 -
第10 NTT専用線等の料金 .....	- 4 -
第11 落成（変更）検査及び完成検査 .....	- 4 -
第12 設計変更等 .....	- 5 -
第13 契約不適合責任 .....	- 5 -
第14 疑義 .....	- 5 -
第15 納期 .....	- 5 -
第16 提出書類 .....	- 6 -
第17 教育指導 .....	- 6 -
第18 保守管理 .....	- 7 -
第19 その他 .....	- 7 -
<b>第2章 製造に関する要求事項</b> .....	<b>- 8 -</b>
第1 設計条件 .....	- 8 -
第2 部品及び材料 .....	- 8 -
第3 機器等 .....	- 8 -
第4 製品の表示 .....	- 8 -
第5 構造、形状、寸法及び質量 .....	- 8 -
第6 品質保証 .....	- 8 -
<b>第3章 システムの概要</b> .....	<b>- 9 -</b>
第1 システムの基本事項 .....	- 9 -
第2 ネットワーク構成 .....	- 9 -
第3 その他 .....	- 9 -
第4 システムの機器構成 .....	- 10 -
<b>第4章 各装置別仕様</b> .....	<b>- 12 -</b>
第1 指令装置 .....	- 12 -
第2 表示盤 .....	- 21 -
第3 無線統制台（既設流用） .....	- 22 -
第4 指令電送装置 .....	- 22 -
第5 気象情報収集装置 .....	- 23 -
第6 音声合成装置 .....	- 23 -
第7 システム監視装置 .....	- 24 -
第8 電源設備 .....	- 24 -
第9 位置情報通知装置 .....	- 24 -
第10 駆込み通報用電話 .....	- 25 -
第11 署所監視カメラ .....	- 25 -
第12 災害情報発信装置 .....	- 25 -

第13 予備品・付属品 .....	- 25 -
<b>第5章 工事仕様 .....</b>	<b>- 27 -</b>
第1 適用範囲 .....	- 27 -
第2 工事施工範囲 .....	- 27 -
第4 工法 .....	- 27 -
第5 保護及び危険防止等 .....	- 27 -
第6 仮設及び移設 .....	- 27 -
第7 屋内工事 .....	- 27 -
第8 屋外工事 .....	- 27 -
第9 機器据付工事 .....	- 28 -
第10 配線工事 .....	- 28 -
第11 撤去工事 .....	- 28 -
第12 工事等の報告及び記録 .....	- 28 -
<b>第6章 保 守 .....</b>	<b>- 28 -</b>
<b>第7章 検 査 .....</b>	<b>- 28 -</b>

# 第1章 総 則

## 第1 適用範囲

この仕様書は、香南市消防本部が高機能消防指令センターとして調達する機器の製造、技術役務、機器据付・調達及び既存機器の移設並びに撤去について適用する。

## 第2 設置場所

- 1 指令システムの設置場所は、次の通りとする。  
香南市消防本部（以下、「指令室」という。）（高知県香南市赤岡町 2032-2）
- 2 署所端末装置及び指令情報出力装置の設置場所は、次の通りとする。  
香南市消防署（以下、「本署」という。）（高知県香南市赤岡町 2032-2）

## 第3 指令システムの定義

指令システムは、当本部の中核機構部門の役割を果たすものであり、火災・救助・救急等をはじめとする各種消防業務における通信連絡体制を迅速に処理して消防活動の効果的運用を図り、被害を最小限にとどめることにより、市民の生命・財産を保護し福祉の増進に寄与することを目的として設置するものであり、119番通報の受付け、火災・救助・救急等の出動指令・車両運用管理、各種消防業務に関する情報処理、消防車・救急車等との無線情報通信等を一括して、円滑、能率的に行い得る機能を有するものとする。

## 第4 システムの形式

システムの型式は「高機能消防指令センター離島型（以下「離島型」という）」と同等以上の機能を有すること。

## 第5 関連文章

本仕様書に適用（引用または参考）する次の法律、規則、規格等の文書は、本仕様書の一部をなすものであり、特に版の指定がない限り、契約時における最新版とする。

- 1 電気通信事業法及びこれに基づく政令
- 2 有線電気通信法及びこれに基づく政令
- 3 日本産業規格（J I S）
- 4 日本電気工業会標準規格（J E M）
- 5 日本電気規格調査会標準規格（J E C）
- 6 建築基準法及びこれに基づく施行令
- 7 電気設備技術基準
- 8 消防法及びこれに基づく政令
- 9 その他、当該地方自治体が定める関係条例

## 第6 用語の定義

- 1 監督職員  
当本部が指定した当本部側の職員等をいう。
- 2 指示  
当本部側の発議により監督職員の所掌事務に関する方針、基準、計画等を示し実施させることをいう。

### 3 承認

受注者の発議により、受注者が監督職員及び当該システム設計施工管理者(以下、「管理者」という)に通知し、管理者が同意の上、監督職員が了解し同意することをいう。

### 4 協議

監督職員と受注者が合議することをいう。

### 5 設計図書

図面、仕様書(特記仕様書を含む)及び現場説明書をいう。

## 第7 特許等

受注者は製造及び装備工事等において、第三者の有する特許法、実用新案法若しくは、意匠法上の権利及び技術上の知識を侵害することのないよう、必要な措置を講ずるものとする。

## 第8 法令の順守

受注者は、工事の施工にあたり工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに諸法令の運用及び適用は受注者の負担において行わなければならない。

## 第9 官公庁等への諸手続き

製造及び設置工事等に必要の関係機関(四国総合通信局(以下、「総合通信局」という)、西日本電信電話株式会社(以下「NTT」という)、電力会社等に対する諸手続き及び手数料等の費用は、受注者が負担し、迅速かつ確実に処理しなければならない。

なお、関係官公庁その他に対して交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは、遅滞なく、その旨を監督職員に申し出て協議するものとする。

## 第10 NTT専用線等の料金

### 1 専用線等

システムの設置に係る専用サービスの新設時費用(契約費用含む)は、受注者の負担とする。また、システムの工期内(発注者の検査合格引渡までの間)における回線使用料は、受注者において負担するものとする。

### 2 既設回線の変更、増設等

システムの設置に伴い、NTT回線を増設及び既設回線の変更をするものとする。また、既設回線の内、使用しない回線については休止手続きを行うものとし、詳細については、別途協議の上決定する。

## 第11 落成(変更)検査及び完成検査

### 1 一般事項

(1) 受注者は落成(変更)検査及び完成検査(以下、「検査」という)のため、必要な資料の提出並びに必要な労務及び機材の提供について、監督職員の指示に従わなければならない。

(2) 検査の時期は、予め実施工程表に明示して工程を管理するものとする。

(3) 受注者は検査の結果、工事目的物の補修または改造の措置が必要となったときは、監督職員の指定する期日までに補修または改造を終了し、その旨を監督職員に通知しなければならない。

なお、監督職員は、事前に検査している部分検査や中間検査に合格している場合でも補修または、改造を命ずることがある。

### (4) 事前準備等

ア 電源投入の前に機器間配線(絶縁、導通)の点検及び清掃を行う。

イ 検査は、機器を十分予熱した後、動作状態を綿密に観察しながら機器付属の成績表と同等またはそれ以上となるまで反復して行う。

ウ 試験に使用する測定器の名称、主要性能及び製造会社名を試験成績書に記載する。

#### (5) 落成(変更)検査

- ア 受注者は、有線施設に関するNTT等の検査に立合い、指示事項等については速やかに処理するものとする。
- イ 検査時に監督職員から指摘された事項のうち、受注者が処理しなければならない事項については、速やかに措置すること。

#### (6) 完成検査

- ア 完成検査は、上記の落成検査が終了した後に実施することを原則とする。
- イ 検査要領等は「完成検査実施要領書」によって実施し、検査内容等は、本仕様書、設計承認図面等を基に、提出書類等の審査、機材等の指定照合、数量等の他、システムの総合的な動作試験等を実施し、機能・性能等の確認を行う。  
検査における指摘事項等は、記録して報告書にまとめて提出し、監督職員の承認を受けるものとする。

#### (7) 検査合格

- 完成検査並びにNTT等の検査の合格をもって検査合格とする。但し、NTT等の検査が遅延する場合は、事前に、発注者の行う完成検査をもって検査完了とし、NTT等の検査の合格をもって完成検査合格とする。

### 第12 設計変更等

- 1 システムの設計変更は、原則として認めないものとする。  
但し、監督官庁の行政指導等やむを得ない場合にあっては、変更に係る部分について、具体的理由及び根拠を示す書面を提示して承認を得ることを条件として変更を認めるものとする。
- 2 工事内容の変更は、原則として次によるものとする。
  - (1) 発注者の指示による場合は、変更に伴う金額の増減について、双方協議により定めるものとする。
  - (2) 受注者の都合による場合は、予め変更理由・内容を明らかにして監督職員へ申し出るものとし、その理由がやむを得ず、且つ、その代替内容が同等以上の仕様と認められるときに限り承認するものとする。なお、変更に伴う金額について費用の増額は認めないものとする。

### 第13 契約不適合責任

- システムの検収後、翌年3月31日にまでに設計及び構造上の原因により生じた障害は、受注者において無償で修復すること。
- また、契約不適合責任期間を過ぎた後においても、受注者の責任によるものと明らかに認められるものは、無償にて修理等を行うものとする。

### 第14 疑義

- 1 本仕様書の解釈について、疑義または規定のない事項が生じた場合は、当本部と協議して解決するものとする。
- 2 工事等について疑義または規定のない事項が生じた場合は、直ちに工事を中止し速やかに当本部と協議して当本部の裁定に従うこと。
- 3 本仕様書に明記されていない事項でも機能、性能上または、本工事の完了上当然認められる事項については、システム全体に支障が生じないように配慮して工事の変更等を受注者の責任において実施すること。
- 4 本仕様書に関する訴訟等は当本部所在地の地域を管轄する地方裁判所とする。

### 第15 納期

- システムの納期は、令和7年3月31日までとする。

## 第16 提出書類

提出書類は次を標準とする。

### 1 契約時提出図書

契約後速やかに下記に示す図書を受注者は、当本部に3部提出し承認を受けること。

- (1) 実施工程表
- (2) その他必要な図書

### 2 承認図

受注者は機器等の製造にあたり、下記に示す図書を含む承認図を当本部に3部提出し、当本部の承認を受け製造すること。

- (1) システム構成図
- (2) 構成表
- (3) 機器仕様
- (4) 外観図
- (5) その他必要書類

### 3 施工関係図書

施工にあたり、下記に示す図書を受注者は、当本部に3部提出し、当本部と協議すること。

- (1) 施工計画書
- (2) 工事詳細工程表
- (3) 検査実施要領書（中間検査・完成検査）
- (4) 検査記録書（中間検査・完成検査）
- (5) 研修計画書
- (6) 会議議事録
- (7) その他必要書類

### 4 完成図書

受注者は、完成検査の1週間前迄に、下記に示す内容を含む完成図書を当本部に3部提出すること。

- (1) 竣工図
- (2) 機器配置図
- (3) 機器系統図
- (4) 電源系統図
- (5) 各種施工写真及び完成写真
- (6) 出荷試験成績書
- (7) 現地試験成績書
- (8) 機器取扱説明書・操作説明書
- (9) その他必要書類

## 第17 教育指導

受注者は、システムの円滑な運用を図るため、責任を持って、関係職員に対して運用・操作に係る研修を実施するものとし、当該教育等に係る費用は受注者の負担とする。

### 1 研修概要

- (1) 研修は指令員養成研修、システム管理者養成研修及び署所職員に対する端末操作研修の、それぞれを実施するものとする。
- (2) 受注者は運用開始前におけるシステム研修計画書を提出し、当本部の承諾を得て実施すること。

### 2 研修体制

- (1) 運用開始前に当本部と受注者で日程調整し研修要員を派遣すること。

### 3 研修種類等

#### (1) 指令室員養成研修

119番受付、指令業務全般にわたる機器の取扱い、一般的なメンテナンス及び故障対策等について研修し、熟達した指令室員を養成する。

#### (2) 端末機器操作研修

指令電送装置、日常的なメンテナンス及び故障対策等について研修し、操作に習熟させる。なお、研修の実施に際しては職員の勤務体制を考慮すること。

#### (3) 研修資料等

職員研修用教材として機器等取扱説明書、操作説明書等を必要数納入する。

## 第18 保守管理

- 1 受注者は消防通信業務の緊急性及び重要性を十分認識し、受注者の負担においてシステムの無停止運用の推進並びに24時間オンコール体制により、リモートメンテナンス等の方法でシステムの障害排除及び復旧に努めること。
- 2 休日・夜間等の連絡先・担当者名を当本部に届け出るとともに、緊急障害発生時の連絡があれば速やかに専門技術者を派遣するなど、万全なバックアップを図るための体制をとること。
- 3 保守点検については、システムが正常、かつ円滑に稼働できるよう使用部品等の確保及び機能維持をはかるため万全な保守体制をとること。
- 4 システムの診断等に対応できること。

## 第19 その他

- 1 システムを施工する上で提示された各種データは、情報の秘密の観点から、当本部および受注者以外の第三者に漏れることの無いよう万全を期すこと。
- 2 仕様に記載されているシステムにおいて必要とされるソフトウェアの調達費用は、受注者の負担で行うものとする。
- 3 既存データについては、今日まで管内の現況を調査してきた最新のものであるため、受注者にてデータを移行・調整を行うこと。既存データ抽出・移行にかかる費用は、受注者の負担とする。

## 第2章 製造に関する要求事項

### 第1 設計条件

設計に当たっては、本仕様書及び関連文書によるものとし、製造に当たっては、承認用図面として設計承認図を提出し当本部の承認を受けること。

### 第2 部品及び材料

システムに使用する部品及び材料(以下「部材」という)の規格は、特に指定のない限り関連文書によるものとし、監督職員の承認を受けること。

### 第3 機器等

機器の筐体等は、次を原則とする。

- 1 材質は金属製及び合成樹脂製とする。
- 2 金属製筐体の表面は、焼付塗装とする。
- 3 シャーシその他の金属部は、防錆処理を施すものとする。

### 第4 製品の表示

機器等の筐体には、品名、型式、製造番号、製造年月、製造者等を明記した銘板を適宜の場所に付けるものとする。

### 第5 構造、形状、寸法及び質量

- 1 本設備の構造、形状等は、放熱性、防塵性、耐震性に優れ、かつ、操作性、保全性及び拡張性を考慮した軽量堅固なユニット化構造とする。
- 2 各装置等の構造、形状、寸法及び質量は、事前に設計承認図を提出して監督職員の承認を受けなければならない。

### 第6 品質保証

受注者は、本仕様書の要求事項を満足させるために必要な品質管理体制を設定し、かつ、維持しなければならない。

## 第3章 システムの概要

### 第1 システムの基本事項

高機能消防指令システムは、消防、救急、救助活動において円滑、かつ迅速に業務が遂行できるよう、的確な出動指令と効率的な事案活動を行うための各種支援情報を提供し消防力の最大発揮を図るものであること。

また、各種災害の受付～指令業務及び無線交信等を効率よく行うために、各通信機器・情報機器により構成され、それらが総合的かつ有機的に連携し機能を実現するものであること。

- 1 システムの高機能化とともに、消防救急救助業務を司る、各システムとの連携、連動を強化した、総合的なシステムを構築する。
- 2 システムの保守管理及びデータメンテナンス等が機能を停止すること無く容易に行え、かつ機能変更や追加の作業効率、経済性を考慮したシステム設計であること。
- 3 最新の情報通信技術を採用し、通報の受付から現場到着までの時間短縮を図るとともに、大規模災害や同時多発災害においても迅速、正確に対応できるシステムとする。
- 4 指令制御装置等の重要な装置については二重化構成として非常時には切り替えて運用できること。
- 5 機器設計及び設置工事において、地震等の災害発生を考慮し、可用性を最大限に高めた信頼性の高いシステムを構築する。
- 6 社会情勢の変化や法改正等によるプログラムの変更が容易であり、端末装置の増設及びシステムの拡張を有するシステムとする。
- 7 自動出動指定装置、地図等検索装置など各装置のデータはオンラインにて、データ修正装置の更新操作のみで一括更新できるシステムとする。
- 8 システムに係わるソフトウェア、データ及び地図データのセットアップについては、受注者の責任において行ない、円滑かつ正常に稼働させること。
- 9 地図等検索装置に使用する地図ソフトに使用する各ソフトはバージョンアップに容易に対応できること。
- 10 光IP回線、ブローバンド回線に対応したシステム設計であること。
- 11 消防が持つ予防・警防情報や他の機関の防災情報等と連携が可能な設計であること。

### 第2 ネットワーク構成

- 1 指令室・消防署に対して最も適したネットワークを構築すること。
- 2 自動出動指定装置、地図等検索装置、音声合成装置は、相互に連携しデータの一元化を図ること。

### 第3 その他

本仕様書に掲げる各機器の機能、性能は、同等若しくは同等以上とすること。

#### 第4 システムの機器構成

システムの機器構成は次のとおりとする。

No.	機 器 名	数量	概 略 仕 様
1	指令装置		4画面構成／1台
	(1)指令台	1台	・自動出動ディスプレイ ・地図用ディスプレイ ・支援情報ディスプレイ ・多目的ディスプレイ
	(2)自動出動指定装置		
	ア 制御処理装置	1式	Windows 現用・予備二重化
	イ ディスプレイ	2台	21インチ以上液晶ディスプレイ
	(3)地図等検索装置		
	ア 地図等検索装置	2式	Windows
	イ 地図用ディスプレイ	2台	21インチ以上液晶ディスプレイ
	(4)支援情報表示装置		
	ア 支援情報表示装置	1式	Windows
	イ 支援情報用ディスプレイ	2台	21インチ以上液晶ディスプレイ
	(5)多目的情報表示装置		
	ア 多目的情報表示装置	2式	Windows
	イ 多目的情報用ディスプレイ	2台	21インチ以上液晶ディスプレイ
	(6)長時間録音装置	1式	
	(7)非常用電話機	1式	電話機必要数
	(8)指令制御装置	1式	主要部二重化
	(9)携帯電話・I P電話受信転送装置	1式	指令制御装置に内蔵
	(10)カラープリンタ	1台	
	(11)スキャナ	1台	
	(12)署所端末		
	ア 署所端末装置	1式	
	(13)データ修正装置	1台	
	(14)119番FAX	1台	
	(15)配線架台	1式	
2	表示盤		
	(1)車両運用表示盤	1面	液晶ディスプレイ方式
	(2)多目的情報表示装置	1面	液晶ディスプレイ方式
	(3)映像制御装置	1式	
3	無線統制台	-	既設流用
4	指令電送装置		
	(1)指令情報送信装置	1式	
	(2)指令情報出力装置	1式	
5	気象情報収集装置	1式	
6	音声合成装置	1式	
7	システム監視装置	1式	
8	電源設備		

	(1)無停電電源装置 (2)直流電源装置(48V系)	1式 1式	停電補償10分以上 無停電電源装置(100V)でも可とする
9	統合型位置情報通知装置	1式	
10	駆込み通報用電話	1式	
11	署所監視カメラ	1式	
12	災害情報発信装置	1式	
13	予備品・付属品	1式	

## 第4章 各装置別仕様

高機能消防指令センターは前章で定めた装置群で構成されるもので、次の機能及び構造を備えるものであること。さらに本仕様は、将来の広域消防・共同運用化を前提として、システムの増強・増設及び移設などに柔軟に対応できるシステム構成とすること。

### 第1 指令装置

火災、救急、その他各種災害の受付～指令業務及を効率よく行うために、各通信機器・情報機器により連携し機能するよう構成されたものであること。

#### 1 指令台

##### (1) 119番回線受付処理

ア 119番の着信は、通信操作部の代表受付ボタンが点灯または点滅すると同時に、指令台ディスプレイ内の119番着信画面に表示される該当エリアの受付ボタンが着信色に変化することで可視できること。

また、電子音にて可聴確認ができること。補助席についても可聴可能なベル音が鳴動し、通信操作部による受付が同様に行なえることとし、各席及び各々の補助席の計2ヶ所で受付が行えること。

イ 各席にて保留・呼び返し・切断及び転送を行うことができること。

ウ 受付中の119番は通信操作部または指令台ディスプレイの保留ボタンにより回線を保留でき、その回線に対し音声合成保留音(「しばらくお待ち下さい」等)が送出できること。また、保留、保留再接続、呼び返しが可能なこと。

エ 固定電話・携帯電話用の光IP受理回線からの通報は、通信事業者の回線終端装置より指令制御装置に直接接続し、デジタル音声のまま装置内部に取り込むこととし、途中にアナログ変換アダプタ等は接続しないこと。

指令制御装置～指令台間の音声は、デジタルのまま指令台へ転送されること。

オ 光IP受理回線接続を定期的に監視し、回線異常時には通信操作部のガイダンス部に通知ができること。

カ 光IP受理回線からの通報においてナンバーディスプレイに対応できること。

119受付時、自動出動指定装置で自動的に電話番号を検索し、災害地点を決定できること。

キ 光IP受理回線からの通報受付時において、エリア名、発信元電話番号、非通知理由着信時分秒等を指令台ディスプレイに表示できること。

ク 光IP受理回線の状態を常時監視できること。

ケ 受付と同時に自席のリンガー断をすること。

コ 受付と同時に事案処理が開始できること。

サ 自席のリンガー断ができること。

シ 着信した119回線の履歴一覧を表示できること。また、履歴一覧から選択した過去の着信番号に対して、局線より呼び出しができること。

ス 受付した回線を指定した局線、専用回線に転送できること。

セ 119番回線、内線、加入回線通話に三者通話、割込通話ができること。

ソ 予め設定した時間を経過しても受付が行なわれなかった119番回線については、早急に受付を行うよう促すことができること。

タ 119番回線にFAX通報が入った場合は、指定のFAXに接続し、FAX転送ができること。

また、受信内容を支援情報ディスプレイに表示し指令員が移動することなく出動指令ができ、受信した履歴の表示・印刷等ができること。

チ 119番着信輻輳時の補助として、指令制御装置に接続した複数台の補助電話機による受付

- けが行えること。
- ツ 万が一の指令装置障害により、その機能が停止した場合でも、最低限の119番通報受付が行えるよう本電話機を設置し、受付が行える様配慮すること。
- テ NTT固定電話からの通報受付
  - (ア) 着信した119番回線について、必要に応じて発ID（発信者番号）を取得でき、自動出動指定装置及び地図等検索装置と連動することによって、通報者情報を基に瞬時に地点決定が行えること。
  - (イ) 光IP回線からの通報に対しては発信者番号にコールバックが行え、その状態が表示できること。
  - (ウ) 光IP回線からの通報において、発信番号を取得できること。
- ト 携帯電話からの通報受付
  - (ア) 光IP回線により、携帯電話会社からの119番通報を指令台に収容できること。  
また、指令台ディスプレイに携帯事業者名称を表示できること。
  - (イ) 携帯電話からの119番着信時、取得可能な場合は、発信番号情報を着信時に自動表示できること。
  - (ウ) 発信者番号不明（発信番号非通知又は184を付した通報）の通報時には、発IDを強制取得できること。
  - (オ) コールバックによる、呼び返しができること。
- ナ IP電話及び直収電話事業者からの通報受付
  - (ア) 通常と同様の受付操作で受付できることとし、事業者別が表示できること。
  - (イ) 事業者からの通報回線が呼び返し可能な場合は、呼び返しできること。
- ニ 発信者電話番号表示システムとの連動
  - 119番回線が光IPの場合、発ID取得はIP-VPNを経由し、発信者電話番号表示システムより取得すること。
- ヌ 呼び返し操作の統一
  - INS119番通報に対する呼び返し、携帯電話への一般回線によるコールバック、光IP回線のコールバックチャンネルによるコールバックはすべて、同一の「呼返」ボタンにより、同じ操作で行えること。
- ネ コールバック予約機能
  - 火災通報装置に対するコールバックを迅速に行うため、通報者切断が行われたら即座に自動でコールバックを行うコールバック予約機能を有すること。
- (2) 指令回線処理
  - ア 自動出動指定装置との連動により予告指令を自動的に送出できること。また、事案がキャンセルされた場合は、予告のキャンセル放送ができること。
  - イ 自動出動指定装置と連動し、指令放送の事前に出動トーン送出後、出動放送が自動送出できること。なお、出動指令後、事案がキャンセルされた場合は、指令のキャンセル放送ができること。
- (3) 局線処理
  - ア 発信、着信及び保留が行え、それぞれの状態は指令台ディスプレイにて確認ができること。
  - イ 保留時には、保留回線に対し保留音を送出できること。
  - ウ 発信は指令台ディスプレイの電話帳リスト、ワンタッチボタン、テンキーボタンから行えること。
- (4) 専用線処理
  - 指令台に収容した特定の連絡先（警察等）の関係諸機関と通話ができそれぞれの状態を通信操作部にて確認ができること。  
が行えること。
- (5) 録音

ア 扱者の各種通話内容は、自動により録音され、手動操作で再生ができること。また、録音時刻（月・日・時・分・秒）の同時録音ができること。

イ 録音チャンネル及び時刻を指定することにより該当の録音内容の再生が行えること。

ウ 各席で直近事案の119通話の録音再生ができること。

(6) 放送

ア 指令台より庁内放送及び予告トーンを含む放送ができること。

イ 手動指令時は予め設定済みの放送系統を指令台ディスプレイより変更することが可能なこと。

ウ コンピュータ指令時は自動出動指定装置と連動し、災害種別及び昼夜間による放送系統の自動制御ができること。

(7) 非常受付

指令制御装置障害時においても、補助電話設備により接続通話が行えること。

(8) 警報表示

装置障害時、可視及び可聴の信号で表示ができること。

(9) 他台モニタ

指令台間で通話モニタが行えること。

(10) 輻輳機能

ア 事案輻輳時および万一のシステムダウンに備えて、1台の指令台に2名が着座し119番の受付～指令業務を独立して行える輻輳モードを有すること。

イ 輻輳モードにおける正座席では、2つのモニタに自動出動画面と地図画面を表示し、シームレス2ウェイマウス運用にて一連の事案処理が行えること。

ウ 輻輳モードにおける自動出動指定装置及び地図等検索装置の画面レイアウトは、操作性や情報表示量を考慮して通常モードと同一レイアウトとすること。

エ 輻輳モードにおける補助席では、2つのモニタに自動出動画面と地図画面を表示し、シームレス2ウェイマウス運用にて一連の事案処理が行えること。

オ 輻輳モードにおける補助席でも通信系の操作が行えること。

(例)

平常時 : 1名で4画面

指令台 1			
画面 1	画面 2	画面 3	画面 4
支援	自動	地図	多目的
指令員 1			

輻輳時 : 1名で2画面

指令台 1		指令台 2	
画面 1	画面 2	画面 3	画面 4
自動	地図	自動	地図
指令員 1		指令員 2	

(11) 回線構成

指令装置の回線構成は既設回線を指令制御装置に収容し、詳細は本事業契約後打合せとする。  
また、収容容量は将来の拡張にも対応できること。

(12) 構造概要

- ア 指令台は堅牢優美な意匠の什器をベースとし、音声通話系・情報系各機器が整然と収納される構造となっていること。
- イ 通話系操作部は各々完全独立回路で構成されているものとし、指令台を保守のために停止中及び万が一のダウンの際、他の指令台や指令制御装置に影響を与えることのないよう設計されていること。
- ウ 通信操作部の制御部は指令台ディスプレイとは独立した回路で構成されており、ディスプレイが停止している場合でも通信操作部単独で119番等各電話回線の受付通話が可能なこと。
- エ 各操作部は以下の機器で構成されていること。

	操作機器	概要		数量／ 1卓
通話系	通信操作部	ボタン式	分離構造	1式
	指令台ディスプレイ	タッチ式		
通信系 (補助用)	通信操作部	ボタン式	分離構造	1式
	指令台ディスプレイ	タッチ式		
情報系	自動出動ディスプレイ	マウス操作		1台
	地図用ディスプレイ	〃		1台
	支援情報ディスプレイ	〃 (自動出動ディスプレイと同等品)		1台
	多目的ディスプレイ	〃 (自動出動ディスプレイと同等品)		1台

2 自動出動指定装置

本装置はシステムの自動化機能を制御するものであり、指令装置、表示盤、地図等検索装置等が接続できること。本装置は、地図等検索装置とは独立した装置で構成し他装置が故障した際においても切替操作等することなく継続運用が行えること。

(1) 基本操作

- ア 自動出動指定装置用のマウスにて単独操作が行え、持ち替えること無く同マウスで地図等検索装置の操作も行えるシームレス2ウェイマウス運用ができること。

(2) 機能仕様

ア 事案処理

- (ア) 119番通報の受付を行うことで、災害事案処理を開始でき、指令装置と連動して災害地点決定のための情報を自動出動ディスプレイに表示できること。
- (イ) 119番通報以外でも災害発生が通報された場合の災害事案処理を開始できること。
- (ウ) 119番通報受付と同時に覚知別種別が自動設定されること。手動にて事案処理を開始した際には、覚知別種別を手動入力できること。

イ 災害種別及び災害区分の決定

- (ア) 災害種別・区分の決定は、自動出動指定装置で行えること。
- (イ) 災害種別・区分は、全ての検索画面から選択・変更可能な画面に遷移し、出動指令をかけるまで簡単に変更できること。

ウ 災害地点の決定

災害発生場所(地点)の決定を住所の町丁目、対象物、電話番号、世帯主名、登録地点、地図等検索装置からの災害地点情報逆送信等の入力によりできること。

(ア) 住所検索

住所検索で市町名、丁目は選択のやり直し等の操作性を考慮し、同一画面に表示し、各

市町名を選択することにより絞込み表示できること。

(イ) 名称検索

全ての検索画面から名称検索画面にワンクリック操作によって移行できること。

(ウ) ナンバー検索

全ての検索画面からナンバー検索にワンクリック操作によって移行できること。

(エ) 登録地点検索

全ての検索画面から登録地点検索にワンクリック操作によって移行できること。

(オ) 地図等検索装置からの逆検索

災害発生地点が地図等検索装置により判明した場合、地図等検索装置から災害地点を自動出動指定装置に逆送信し、自動出動ディスプレイに該当する災害地点等を自動表示できること。この時、地図等検索装置にて指定した出動目標物も同時に逆送信できること。なお、本操作は地図等検索装置からの操作とし、自動出動指定装置の全ての画面において逆検索を受付けることができること。

(カ) 指令台との連動

指令台と連動し、119番回線に対して通話受付、切断の処理ができること。

(キ) 統合型位置情報通知装置との連動

統合型位置情報通知と連動して災害地点を決定できること。

- a 携帯電話からの119番通報の場合、地図用ディスプレイにアンテナ測位及びGPS測位により誤差の範囲を示した地図とその精度情報を表示し、地図等検索装置からの逆検索機能により地点決定が行えること。また、管轄外からの119番通報の場合は、自動出動ディスプレイまたは指令台ディスプレイに管轄候補消防本部を一覧表示し、ワンタッチで選択消防本部へ転送処理が行えること。

(ク) 目標物機能

災害地点決定後、自動出動ディスプレイまたは地図用ディスプレイには直近の目標物を自動的に表示し、同時に災害地点に対しての方角及び距離を自動表示できること。

エ 災害出動隊の編成

(ア) 出動隊の編成処理

災害地点及び災害種別の決定に基づいて、それに対応する出動計画に基づいた出動隊の編成ができるほか、特命隊編成もできること。

(イ) 出動隊確認処理

出動済及び出動予定の隊を表示できること。

(ウ) 出動隊の変更

a 車両任意変更

出動隊編成確認画面上で、出動予定車両を変更する場合は出動該当車両をワンクリック操作にて削除でき、予備車両欄の追加車両をワンクリックすることにより出動車両に追加ができること。

b 車種別任意車両追加

出動隊編成確認画面上で、出動車両を追加する場合は容易に出動車両を追加できること。

c 一括編成解除

編成車両を一括で編成解除できること。

d 出動車両事案取込

署所の判断もしくは署外活動中車両の判断で、出動指令車両以外が出動した場合は、当該車両を事案に手動にて登録できること。

(エ) 災害内容の変更

警戒出動後、火災と判明した場合などでは、災害種別を変更することで既に出動している隊を減じた隊編成ができること。

(オ) 連絡先自動選択

災害内容に基づき、Eメール連絡が必要な消防団及び関係機関をあらかじめ定められた条件に従い自動選択できること。また、選択内容の追加や削除等の変更ができること。

#### オ 出動指令

事案受付処理によって指令をかけた場合、出動予告トーン及び音声合成装置による音声指令が行えると共に、出動場所、災害地点付近情報、水利情報等を記載した出動指令書を出動準備室プリンタに自動電送できること。

#### カ 支援情報検索処理

危険物、独居老人、身障者、水利、関係機関等の管内の各種支援情報は、自動出動ディスプレイに表示できること。

#### キ 車両情報管理

車両運用状況をもとに車両情報を管理できること。管理項目は概ね以下の通りとし、必要に応じて別途協議とする。

a 出動      b 現着      c 開始（現発）      d 完了（病着）      e 引揚（病発）  
f 帰署      g 署外活動      h 整備

#### ク 統計処理

火災及び救急の事案情報及び入力情報をもとに統計処理ができること。

#### ケ 操作訓練機能

指令台の操作訓練用として、119番通報受付から事案終了までの一連の運用訓練ができること。

#### コ ペアコントロール機能

災害受付時において受付した指令台に対して、他の指令台から指令管制サポートを行うことができること。

#### サ 事案保留機能

災害が多発した場合に119番通報の受付を優先させるため、一旦受付中の事案を保留できること。

#### シ 初期画面設定

自動出動指定装置の初期画面において、進行中事案一覧が表示できること。

#### ス 事案抽出

災害問い合わせ対応として、受付・指令日時間指定、事案番号、災害種別、災害地点住所、傷病者電話番号等の条件を指定することで過去事案の検索・表示ができること。  
また、事案内容の修正ができること。

#### セ 職員出退勤管理

a 職員の一覧を表示し、現在の出退勤状況、行先、連絡先等が表示できること。  
b 職員の追加、削除、表示位置変更の編集はメンテナンス装置でできること。

#### ソ 冗長性

a 制御処理装置が復旧した場合は、直ちに事案情報を制御処理装置へ登録処理できること。

#### タ 既設データの活用

現在運用している指令システムの保有する財産を有効的に活用するため、受注者は、履歴データ、地図データ、音声データ以外の既設マスターデータを移行すること。

### (3) 機器仕様

#### ア 制御処理装置

サーバ機器は自立型とし、機械室等に整然とラック搭載することとし、自動出動機能の中枢を制御する主要機器であるため、サーバ専用機を使用するとともに、内部のハードディスクを二重化すること。

### 3 地図等検索装置

本装置は、災害発生場所の地図等検索が容易にかつ迅速にできるようにするものであり、自動出動指定装置に接続できること。本装置は、自動出動指定装置とは独立した装置で構成し他装置が故

障した際においても切替操作等することなく継続運用が行えること。

## (1) 基本操作

- ア 地図等検索装置用のマウスにて単独操作が行え、持ち替えることなく同マウスで自動出動指定装置の操作も行えるシームレス2ウェイマウス運用ができること。
- イ 地図等検索装置用のキーボードにて単独操作が行え、マウスカーソルの他装置ディスプレイへの移動によりキーボードの入力先を各装置へ自動切替運用ができること。
- ウ 地図等検索装置用のマウス・キーボードだけでなく、自動出動指定装置用のマウス・キーボードからも地図等検索装置の操作及び操作補助が行えること。

## (2) 機能仕様

### ア 検索方法

自動出動指定装置と接続でき、自動出動指定装置からの制御により地図等の表示ができること。

#### (ア) 逆検索機能

自動出動指定装置での災害地点検索後、確定した災害地点が真の災害地点と相違した場合は、本装置で指定し、下記情報により地点を決定することで自動出動指定装置に逆転送し災害地点を再確定できるとともに自動的に隊編成を組むことができること。

#### (イ) 緯度経度検索

日本測地系及び世界測地系の緯度経度入力により該当地点の地図を表示できること。

#### (ウ) 災害地点補正機能

自動出動指定装置での災害地点の住所は正しいが、地図上の位置が異なっているだけの場合は、本装置で「災害地点補正」を行うことで、該当事案の地図位置情報のみを変更できること。

### イ 表示機能

多種類の地図を管理でき同一地点を中心としてそれらの地図を切替え表示ができること。

#### (ア) スクロール

- a 360°自由方向の可変速スクロールが可能なこと。

#### (イ) 拡大・縮小

- a 表示地図の拡大・縮小を行えること。
- b 拡大・縮小は以下の2通りの方法により可能なこと。

- (a) 拡大・縮小ボタン操作
- (b) マウスのスクロールボタンの上下

#### (ウ) 緯度・経度表示

緯度経度情報(〇〇度、〇〇分、〇〇秒)が地図用ディスプレイ内の下部に常時表示できること。

#### (エ) 同心円表示

- a 災害地点及び指定した地点を中心とした同心円表示ができること。
- b 同心円は間隔(m)、線の太さ、線色、線種、本数等を任意に指定できること。

### ウ その他機能

(ア) 建物等の面積及び距離計算、スケール表示、コンパス表示、ルーラー(地図頁等)表示等のその他の機能補助機能が使用できること。

(イ) 指定した線分の区間距離、合計距離の計算・表示ができること。

(ウ) 火煙情報・通行止め情報のマーキングにおいては、届け出日時期間のみ表示し、期間満了後は自動的に消去できること。

(エ) 登録済の地図データをイメージ編集ツール(線・文字・円などの描画パターン・消しゴム機能等)により修正ができること。

#### (オ) 印刷機能

表示された地図および支援情報はプリント機能により出力することができること。

- (カ) 任意地点登録  
地図検索画面上の任意の地点座標を登録し、データ修正装置にて地点情報登録が可能なこと。
- (4) 機器仕様
  - ア 制御処理装置  
指令台組み込み型とし、地図等検索装置の各種処理機能を制御するものであり、処理内容を地図用ディスプレイに表示できること。
  - イ ディスプレイ  
指令台に搭載し、地図等検索装置の各種処理機能操作運用を行えること。
- 4 支援情報表示装置  
本装置は自動出動指定装置、地図等検索装置と緊密に連動し、各種支援情報を表示し119番受付をサポートするための装置とする。
  - (1) 基本操作
    - ア 地図等検索装置用のマウスにて操作が行え、持ち替えることなく同マウスで支援情報表示装置の操作も行えるシームレス3ウェイマウス運用ができること。
    - イ 地図等検索装置用のキーボードにて単独操作が行え、マウスカーソルの他装置ディスプレイへの移動によりキーボードの入力先を各装置へ自動切替運用ができること。
  - (2) 機能仕様
    - ア 自動出動指定装置ディスプレイ同等機能  
自動出動指定装置ディスプレイにて119番受付中にも各種支援情報が表示できること。
    - イ 指令業務支援機能  
指令業務を円滑に進めるため以下の表示ができること。
      - (ア) 口頭指導要領
      - (イ) 各種図面
  - (3) 機器仕様
    - ア 支援情報表示装置  
指令台組み込み型とし、支援情報表示装置の各種処理機能を制御するものであり、処理内容を支援情報用ディスプレイに表示できること。
    - イ ディスプレイ  
指令台に搭載し、支援情報表示装置の各種処理機能操作運用を行えること。
- 5 多目的情報表示装置  
本装置は、指令業務に必要な各種情報を表示できるものであり、インターネットに接続し、情報収集を行う装置である
  - (1) 基本操作
    - ア 多目的情報表示用のキーボード及びマウスにて単独操作ができること。
  - (2) 機能仕様
    - ア インターネットに接続し、オンラインで利用できる地図や航空写真等を簡単な操作で閲覧できること。
    - イ インターネットへの接続はファイヤーウォール等にて、適切なセキュリティ対策を施したものとすること。
  - (3) 機器仕様
    - ア 多目的情報表示装置  
指令台組み込み型とし、多目的情報表示装置の各種処理機能を制御するものであり、処理内容を多目的情報用ディスプレイに表示できること。
    - イ ディスプレイ  
指令台に搭載し、多目的情報表示装置の各種処理機能操作運用を行えること。

- 6 長時間録音装置（他装置への組み込みも可とする）  
本装置は卓上型とし、119番通報の内容が独立して自動録音が可能なるものであること。
- 7 非常用電話機  
本装置は万が一の指令制御装置故障等の際に使用する装置で、指令制御の不具合内容に影響を受けることなく独立した運用が行えるものであること。
  - (1) 機能仕様
    - ア 万が一、指令制御装置に異常が発生した場合、自動的に非常用電話機に切り換わること。  
その際、各指令台やシステム監視装置等に状況が表示されること。
    - イ 光IP電話回線に対応していること。
    - ウ NTT固定電話、NTTひかり電話、IP電話の119番及び携帯電話の119番直接受信式に対応していること。
    - エ 携帯電話119番直接受信における近隣消防への転送ができること。
  - (2) 機器仕様
    - ア 収納構造  
電話機型とし、必要時に簡単に使用できるよう指令室内に収納すること。
- 8 指令制御装置  
指令台の各操作機能を果たすために必要な指令制御装置は、堅牢かつ防塵対策の施された自立型キャビネットに収容されており、保守点検が容易な構造であること。
  - (1) 機器仕様
    - ア 冗長化構成                      二重化（異常時自動切換え）  
指令制御装置の主要部である呼制御部と電源部については、指令制御装置専用とし、かつそれぞれを二重化して並列運用することにより、切替不要の冗長化ができること。  
主要部の二重化により、通話呼が存在する状態で主要部の障害が発生しても、通話呼を継続できること。
    - イ 自己診断項目                      電源監視、通話路異常監視  
障害発生時には指令台ディスプレイまたはシステム監視装置にて障害発生箇所の確認ができること。
- 9 プリンタ  
制御処理装置に接続され、災害事案処理の記録等の印字出力を行えること。
- 10 カラープリンタ（インクジェットプリンタ）  
制御処理装置に接続され、災害事案処理の記録等の印字出力を行えること。
- 11 スキャナ  
データ修正装置に接続され、地図データ及び支援図面の入力を行えること。
- 12 署所端末装置  
本装置は、出動準備室に設置し、指令台からの各種指令の受令を行うものである。主な操作はLCD表示部にて行うものとし、端末制御部、受令電話機部、音声増幅部、非常用電源部及びその他設定部から構成することを基本とし、各メーカーにおける構造の違いは認めるものとする。
  - (1) 機器仕様
    - ア 電源部      AC100V・・・10分以上の停電保証ができること。
- 13 データ修正装置  
本装置は、各種データの修正に使用する汎用型のものであり、データの修正はオンラインにより容易にできること。また、自動出動指定装置及び地図等検索装置のデータを同時に修正できる一体型システムであること。署においてもデータの修正が行えること。
- 14 119番FAX  
本装置は、災害弱者等（聴覚障害者等）からのFAXによる119番通報受信装置専用とすること。
- 15 配線架台

壁掛け型又は自立型とし、外線に対し避雷器弾器及び試験弾器が搭載できること。

## 第2 表示盤

本装置は、消防・救急受付指令業務に必要な気象観測情報、気象通報及び車両運用状況等を表示できるものであること。各ディスプレイ取り付け方法は別途協議とする。

### 1 車両運用表示盤

本装置は、5.5インチ液晶ディスプレイとし指令業務に必要な車両運用状況を表示できること。

#### (1) 入力方法

入力は自動出動ディスプレイから手動で行え、動態管理ができること。

#### (2) 強調表示

ア 指令車両は視認し易いよう、他車両と区別して強調表示ができること。また、活動中の車両は災害種別に一致させた背景色にて表示できること。

イ 指令車両は動態が変化した際、可視または可聴にて確認ができること。

#### (3) 活動中車両一覧

出動中車両の一覧が表示できること。

#### (4) 進行中事案

災害事案毎に出動車両を表示できること。

#### (5) 出動可能車両一覧

車種毎に出動可能車両の一覧が表示できること。

### 2 多目的情報表示装置

本装置は、5.5インチ液晶ディスプレイとし災害件数、119番着信件数、消防救急受付、指令業務に必要な気象観測情報、気象通報等が表示できること。

#### (1) 表示内容

ア 年月日、曜日、時刻

年・月・日・曜日・時・分を表示できること。

イ 災害受付件数

火災、救急及び救助等の出動件数は自動出動指定装置より手動入力できること。また、本日・本月・本年の件数は自動加算できること。本日は午前0時、本月は月の初日、本年は年の初日に自動で0件にリセットできること。

携帯電話、IP電話の119番着信件数は業者毎に着信件数の集計表示ができ、ドコモ・auなど内訳も表示可能なこと。

ウ 気象観測情報（風向、風速、温度、湿度、雨量、気圧等）

気象情報表示は、下記9項目が自動的に表示できること。

(ア) 風向（16方位）

(イ) 平均風速（m）

(ウ) 最大風速（m）

(エ) 相対湿度（%）

(オ) 実効湿度（%）

(カ) 気温（℃）

(キ) 日雨量（mm）

(ク) 気圧（hpa）

(ケ) 天気

エ 気象通報（気象警報、気象注意報、天気等）

警報、注意報等は漢字表示できること。

#### (2) 入力方法

入力は、自動出動ディスプレイ等からのマウス操作により、警報、注意報、その他一般情報等の表示ができること。

### 3 映像制御装置

本装置は、多目的映像表示盤に対して、各種映像信号を制御し、任意の画面及び映像を出力できること。

#### (1) 機能

##### ア 表示項目

- (ア) 静止画映像
  - a 地図検索画面
  - b 表示盤画面
- (イ) 動画映像
  - a テレビ画像
  - b ビデオ画像

#### (2) 構成機器

##### ア デジタルマトリクススイッチャー

##### イ TVチューナー

- (ア) 出力端子 HDM I 端子1系統

##### ウ 映像切替装置

- (ア) デジタルマトリクススイッチャーの映像選択切り替え
- (イ) 音声スイッチャーの映像選択切り替え

##### エ 設備収容架

画像制御装置を構成する各機器については、自立型ラック等に収容すること。

### 第3 無線統制台(既設流用)

本装置は無線回線制御装置を介し、該当消防機関の保有する基地局無線装置（消防波、救急波、主運用波及び統制波）全チャンネルと接続し、無線交信の集中制御・統制ができること。無線交信は各移動局、固定局との通信が行えること。また、指令システム再構築にあたり、指令システムと無線システムの接続が無償でできない場合は、指令員が通信しやすい場所に無線統制台を移設すること。移設詳細は別途協議とする。

### 第4 指令電送装置

本装置は、出動指令操作と連動して自動出動指定装置からの出動指令情報及び地図等検索装置からの災害地点周辺地図を電送するための装置であること。

#### 1 機能仕様

##### (1) 指令情報送信装置

- ア 地図付きの指令書が印字出力できること。
- イ 指令書は文字情報の他、災害地点の地図付与ができること。
- ウ 出動隊に必要な複数の地図付指令書が同時に出力できること。

##### (2) 指令情報出力装置

##### ア 制御処理装置

本装置は、出動準備室に設置され、指令時の地図が確認できること。

##### イ プリンタ

災害地点の地図付きの指令書（A4）が印字出力できること。

- (ア) 出動隊に必要な複数の地図付指令書が同時に出力できること。
- (イ) 指令情報出力装置で出力された出動指令書は、出動隊にとって有効な地図付指令書とするため、災害地点を中心とした地図ではなく、付近の目標物や進入路等が印刷されるよう、災害地点をずらした地図付指令書を出力できること。

#### 2 構造概要

- (1) 指令情報送信装置（他装置への組み込みも可とする）

No.	品名	数量	備考
1	処理装置	1式	

(2) 指令情報出力装置

No.	品名	数量	備考
1	制御処理装置	1台	他装置への組み込みも可とする
2	ディスプレイ	1台	
3	署所表示盤	1台	55V型（設置方法は別途協議）
4	プリンタ	1台	

3 装置仕様

(1) 制御処理装置は他装置への組み込みも可とする。

(2) プリンタ

指令情報出力装置の制御処理装置に接続され、出動指令書等の印字出力を行えること。

## 第5 気象情報収集装置

本装置は、各種の気象状況を自動観測し、表示及び記録を行い、災害対策の支援情報として活用できること。観測データは、多目的情報表示装置に表示し、災害予防又は災害処理対策が迅速に行えるよう的確なる気象状況が瞬時に把握ができること。各機器については誤動作のないよう十分に配慮したものであること。

1 機能仕様

(1) 観測装置本体

データロガー部はラックマウント型として小型化されており、他装置の自立型ラックに収納され、設置スペースを必要としないこと。

ア 測定項目

- (ア) 風速
- (イ) 風向
- (ウ) 温度
- (エ) 湿度
- (オ) 気圧
- (カ) 雨量

イ 観測データの表示

(ア) 観測データは、クライアントPC（液晶モニタ）に、全測定項目の最新情報を一括してデジタル表示できること。

(イ) 各種グラフ、帳票（時報・日報・月報・年報）が表示できること。

ウ データ処理

(ア) 観測データを基に、クライアントPCで日報・月報・年報が作成できること。

(2) 印刷記録

プリンタへ観測情報を印刷可能できること。

## 第6 音声合成装置

本装置は、自動出動指定装置と接続し、災害通報の覚知情報をもとに、災害種別・災害地点・出動車両等の情報を自動的に編集し、指令の音声合成ができること。

1 機能仕様

(1) 本装置は、指令制御装置とオンラインで接続して自動出動指定装置の災害覚知情報を基に、自動的にメッセージ内容を編集して各装置に自動録音または音声出力ができること。

(2) 音声の編集

音声の編集は、簡単にできること。

ア 発声メッセージの組み立て(発声パターン)を消防本部にて編集できること。

イ 音片の編集については音声合成装置またはデータ修正装置でも同様に行えること。

(3) 音声合成装置停止時でも、予告指令及び本指令は停止することなく行えること。

## 2 構造概要（他装置への組み込みも可とする）

### 3 機器仕様

#### (1) 制御装置

音声合成の各種処理機能を制御する装置であること。

#### (2) ディスプレイ

音声合成装置の各種処理機能を表示する装置であること。

## 第7 システム監視装置

本装置は、本システムの運用状況を管理し、本システムの現在の運用状況及び障害発生時において、各装置名称並びに状況を表示できること。また、本装置は365日24時間常時システムを監視して表示することが可能であること。

### 1 機能仕様

(1) 稼動状況については、正常、異常が識別表示できること。

## 第8 電源設備

本システムに必要となる電源設備は無停電電源装置（AC100V系）、であり、各装置の電源を一元的に管理し、安全性を十分配慮した構造及び配置とすること。

### 1 機能仕様

(1) 供給電源は、負荷側の最繁時消費電流を安全に供給できる容量であること。

(2) 供給電圧は、常に負荷側の動作電圧の変動許容範囲であること。

(3) 停電時に給電の停止を避けるため、蓄電池等の容量は自家発電設備の正常な運転の再開に必要な遅延時間以上、十分な時間を確保できること。

### 2 機器仕様

#### (1) 無停電電源装置（AC100V系）

本装置は、自動出動指定装置の各装置のAC100Vで動作する各部へ供給する安定化及び無停電化した電源装置であること。

#### (2) 直流電源装置（DC48V系）

本装置は、商用電源を、定電圧部(AVR)を通して整流器で直流に変換し、浮動充電方式の蓄電池と共に、システムの直流電源を必要とする機器に対して安定した直流電源を供給するものであり、運用性、保守性等を考慮して各装置の電源を一元的に管理できるように配慮した構造とすること。なお、同等の停電補償時間を担保する無停電電源装置（AC100V）でも可とする。

## 第9 位置情報通知装置

本装置は、指令装置と接続してNTT固定電話及び携帯電話、IP電話からの119番通報において通報者の位置情報が特定できない場合に、通報地点の特定を目的とする指令台連動型であること。なお、NTT固定電話については、同電話の発信地情報を、位置情報通知システムのIP-VPN網より取得できる「発信位置情報通知装置【統合型】」であること。また、接続するIP-VPN網については、A面のみとする。

### 1 機能仕様

#### (1) 携帯電話による通報

指令システム導入時点に、携帯位置情報通知システムに接続している携帯通信事業者の位置通報サーバとIP-VPN網を介して接続でき、初期通知・任意送付及び指令台要求機能による位置情報の取得、表示ができること。

#### (2) IP電話による通報

指令システム導入時点で I P 位置情報共通システムに接続している I P 電話事業者の位置通報サーバと I P - V P N 網を介して接続でき、初期通知及び指令台要求機能による位置情報（通報者電話番号、住所コード及び氏名等）の取得ができること。

取得した位置情報に基づき、自動出動指定装置に当該情報を表示すると共に地図等検索装置に当該位置を中心とした地図が自動的に表示され、地点決定が行えること。

(3) N T T 固定電話による通報

N T T の位置情報サーバと I P - V P N 網を介して接続でき、指令台要求による位置情報（通報者電話番号、住所コード及び氏名）の取得ができること。取得した位置情報に基づき、自動出動指定装置に当該情報を表示すると共に地図等検索装置に当該位置を中心とした地図が自動的に表示され、地点決定が行えること。

(4) N T T 固定電話・携帯・I P 事業者サーバとの I P - V P N 接続についてはセキュリティに十分配慮すること。

## 第10 駆込み通報用電話

本装置は消防署正面玄関前に設置され、本装置において指令台と直接通話ができ、指令台側では 1 1 9 番受信時と同様に自動出動指定装置と連動して事案が作成できること。

## 第11 署所監視カメラ

本装置は消防署に設置し、その映像を指令室にて表示できること。

### 1 機能仕様

(1) 広範囲を撮影できること。また、ズーム等の遠隔制御ができること。

(2) 撮影した映像は指令室に設置するディスプレイに複数のカメラ映像を分割表示し、必要に応じていずれか 1 箇所映像を拡大表示できること。

## 第12 災害情報発信装置

本装置は、出動指令操作と連動して災害情報を E メールに出力できること。

### 1 機能仕様

#### (1) E メール指令

自動出動指定装置からの出動指令情報及び地図等検索装置からの災害地点周辺地図情報を E メールを使用して送信できること。

ア 消防団員ならびに非番職員等に対するの招集手段として携帯電話等の E メール機能を利用することにより、自動出動指定装置の指令操作と連動して自動的に指令メッセージを一斉同報送信できること。

イ 業務連絡等に E メール指令ができること。また、タイトル及び本文も編集できること。

## 第13 予備品・付属品

### 1 指令台用椅子

指令員が 24 時間勤務するのに耐えうる造りであり、指令員を疲れさせない物であること。

#### (1) 構造概要

No.	名 称	数 量	備 考
1	指令台用椅子	4 脚	

### 2 F A X

業務に支障なく使えることができ、コンパクトな卓上型であること。

#### (1) 構造概要

No.	名 称	数 量	備 考
1	G 3 F A X	1 台	

3 その他

No.	名 称	数量	備 考
1	ヘッドセット (指令台用)	3 個	内 1 個予備
2	消耗品	1 式	ヒューズ・リレー
3	BD-R E	10 枚	長時間録音装置用
4	カラートナー	1 式	地図検索プリンタ用
5	プリンタトナー	1 式	各プリンタ台数分
6	プリンタ用紙 (A4 500 枚)	1 式	各プリンタ台数分

## 第5章 工事仕様

### 第1 適用範囲

本仕様はシステムの据付配線工事等に適用するものであるが、指令施設構築周辺機器の設置・収納器材の配置に至るまで、全て当消防本部の承諾を得ること。

### 第2 工事施工範囲

本仕様の工事施工範囲は次のとおりとする。

- 1 納入機器の機器据付工事及び既設機器移設工事
- 2 納入機器に要する電源線・接地線等の配線接続工事
- 3 機器相互間のケーブル布設接続工事
- 4 工事試験及び上記各項関連作業

### 第3 工法

本仕様の工法は次のとおりとする。

- 1 工法については、住民の生命財産を守る重要な消防通信業務の円滑を図り常に機能を維持するため、耐風・耐水・耐震および耐久性に十分配慮して施工すること。
- 2 本仕様に記載されていない事項は、当消防本部と協議して施工すること。

### 第4 保護及び危険防止等

- 1 本工事施工に際して建物機器及び配線等に損傷を与えないよう適切な保護及び養生を行うこと。万一、損傷を与えた場合は、当消防本部の指示に従って速やかに復旧させること。
- 2 本工事施工に際して危険のおそれがある箇所には作業員が安全に就業できるように適切な危険防止設備を設けること。万一、事故が発生した場合は、速やかに適切な応急処置を行うとともに直ちに当消防本部に報告し指示を受けること。なお、この処置については受注者の責任において処理をすること。

### 第5 仮設及び移設

- 1 本工事の施工に際して、既設の設備が配置上支障となる場合は、当消防本部と協議のうえ、適当な場所に仮設または移設をすること。
- 2 仮設及び移設に伴う設備の運用停止期間は、当消防本部と協議のうえ速やかに処置すること。
- 3 仮設及び移設に必要な費用は、受注者の負担とすること。
- 4 移設装置は、別途指示するとともにラック等にて収納すること。

### 第6 屋内工事

- 1 機器、装置架等の床部、壁等への固定は原則としてホールインアンカー等の固定したボルトにより強固に行うこと。
- 2 本工事の施工に際して、騒音及び振動等の発生が予想される場合には、あらかじめ当消防本部に申し出てその承認を得ること。

### 第7 屋外工事

- 1 本工事の施工に際して、配管・配線・範囲及び方法等については、あらかじめ当消防本部に申し出てその承認を得ること。
- 2 柱上等の高所作業は、適切な危険防止策をとり、十分な安全管理の上実施すること。

- 3 空中線取付工事については、原則として屋上支柱に取り付けるものとするが、詳細については別途指示する。

## 第8 機器据付工事

- 1 本工事の機器配置は、当消防本部と協議して決定すること。
- 2 機器の据付け工事は、耐震を十分考慮して堅牢強固に行うこと。
- 3 機器の床据付けには、架台を使用し清掃用具等による損傷及び漏水を防ぐように配慮すること。

## 第9 配線工事

- 1 配線は、他の電源線・空調用電線等による影響を受けないように配慮すること。
- 2 屋外での接栓接続部は、振動等により接続不良を生じないよう確実に施工し完全な防水処理をすること。
- 3 建物内への配線の引き込みについては、防水処置及び水切りを十分に配慮すること。
- 4 各種ケーブルの端末部には、端子名等を明記した銘板をつけること。
- 5 各種ケーブルは、合成樹脂管・金属管及びフロアダクト等の内部では接続しないこと。

## 第10 撤去工事

- 1 既設設備の撤去時期及び撤去後の処理については、当消防本部の指示により行うこと。
- 2 不用機等の処理については、当消防本部の指示により行うこと。

## 第11 工事等の報告及び記録

工事の進行、天候等の状況を示す工事日報及び工事毎の要点を撮影した進行管理写真を提出すること。

# 第6章 保 守

- 1 保守については、本システムが正常かつ円滑に稼働できるよう、使用部品等の確保及び機能維持を図るための万全な保守体制をとること。
- 2 障害発生時には、速やかに専門技術者を派遣すること。なお、当消防本部に担当者名及び連絡先を届けること。
- 3 リモートメンテナンスが可能なこと。
- 4 保守業務の取り扱いは24時間365日体制とする。
- 5 保障期間後は保守契約を締結するものとし、契約内容及び契約時期は別途指示する。

# 第7章 検 査

- 1 装置の据え付け・配線・調整試験等の完了後は、当消防本部の検査を受けるものとする。
- 2 当消防本部の検査において関係法令等の不合格又は本仕様書あるいは指示どおり完成していないときは、再検査を受けるものとする。